

平成22年12月第5回八街市議会定例会会議録（第6号）

.....

1. 開議 平成22年12月27日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

4番 石 井 孝 昭
5番 桜 田 秀 雄
6番 林 修 三
7番 山 口 孝 弘
8番 小 高 良 則
9番 湯 浅 祐 徳
10番 川 上 雄 次
11番 新 宅 雅 子
12番 横 田 義 和
13番 鯨 井 眞佐子
14番 加 藤 弘
16番 京 増 藤 江
17番 右 山 正 美
18番 小 澤 定 明
19番 京 増 良 男
20番 丸 山 わき子
21番 中 田 眞 司
22番 古 川 宏 史

.....

1. 欠席議員は次のとおり

15番 山 本 邦 男

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市 長	高 橋 一 夫
教 育	長	川 島 澄 男
総 務 部	長	浅 羽 芳 明
市 民 部	長	森 田 隆 之
経 済 環 境 部	長	並 木 敏
建 設 部	長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者		江 澤 弘 次
教育委員会教育次長		越 川 みね子

+

農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
監査委員事務局長	秋 山 昇
選挙管理委員会事務局長	長谷川 淳 一
財 政 課 長	加 藤 多久美
水 道 課 長	醍 醐 文 一
国 保 年 金 課 長	石 毛 勝
介 護 保 険 課 長	醍 醐 真 人
下 水 道 課 長	吉 田 一 郎
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総 務 課 長	長谷川 淳 一
厚 生 課 長	藏 村 隆 雄
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
道 路 河 川 課 長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	河 野 政 弘

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	今 井 誠 治
副 主 幹	鯨 岡 修 子
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 事	武 藤 佳 人

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成22年12月27日（月）午前10時開議

日程第1 請願第22-3号

議案第1号から議案第9号

委員長報告、質疑、討論、採決

+

+

+

○議長（古川宏史君）

ただいまの出席議員は18名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、各常任委員長から付託事件の審査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている、市が提訴する訴えについての報告1件が議長あてに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、本日の欠席の届出が、山本邦男議員からありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、請願第22-3号及び議案第1号から議案第9号を一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員長より、報告を求めます。

小澤定明総務常任委員長。

○小澤定明君

おはようございます。総務常任委員会に付託されました、案件2件につきまして、去る12月21日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干審査内容について、ご報告申し上げます。

議案第3号は、平成22年度八街市一般会計補正予算中歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費、第2表債務負担行為補正の内「庁舎受付案内、電話交換業務」「庁舎清掃業務」「児童・生徒用交通安全消耗品購入」、第3表地方債補正であります。

審査の過程において委員から、まず、歳入について、「1款市税について、深刻な不況の影響を受け、平成22年度と同様に23年度も大変な状況になることは間違いなく、23年度予算では、シビアな感覚で予算編成をしなければならないが、現在の状況と平成23年度の予算編成について伺う。」という質疑に対して、「平成23年度の予算編成については、現在協議中ではありますが、国の制度について、地方交付税の特例加算を引き続き認めてもらえるかが不確定で、地方財政計画も、まだ策定されていないので、財政課としては苦慮している状況であります。歳出のカットについて、厳格に査定作業を進めており、財源不足のカバーとして、財政調整基金をはじめとする基金の繰り入れで、収支均衡を図っていきいたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「15款県補助金中、新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金について、市民への周知はどのようにされているのか伺う。」という質疑に対して「周知の方法としては、65歳以上の方には、直接予診票を送付しており、そのほかの方につきましては、

広報・ホームページ等で啓発しております。」という答弁がありました。

次に、「16款財産売払収入について、普通財産2件の売り払いとのことであるが、詳細を伺う。」という質疑に対して「1点目が、場所については大木字北吉山672番地の338、面積66.71平方メートルであり、2点目が八街字笹引へ199番地の1096、面積93.39平方メートルであります。いずれも旧赤道で、利用価値がなくなったものを市民に払い下げたものであります。」という答弁がありました。

次に、「16款財産売払収入について、市有地を有効活用し、不要なものについては積極的に売却し、市の財政補てんのため、また市民のために役立てるべきと考えるが、残された市有財産についての考えを伺う。」という質疑に対して「普通財産の有効活用を図ることが基本的な考え方ですが、今後も行政財産として使う見込みがない普通財産については売却・貸し付けを考えております。駅前の市有地のような行政財産については、その活用について、地方自治法上の制限があり、普通財産にしておかなければ、貸し付け等ができないこととなっております。なお、現在遊休地となっている普通財産は、ほぼ皆無であります。」という答弁がありました。

次に、歳出について「2款2項2目賦課徴収費のうち、市税徴収事務費について市税過誤納還付金及び返還金の500万円の補正であるが、どのくらいの件数であったのか伺う。」という質疑に対して「固定資産税の関係では、地目の認定誤りによるものなどが5件、約150万円であります。また、市県民税の関係では、過去にさかのぼった控除の追加などにかかるものが20件から30件ほどあり、約130万円であります。その他、3月までの還付見込みを加味し、500万円の補正とするものであります。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のとおりありました。

「この補正予算は、人事院勧告による給与引き下げが主なものであります。その内容は、月例給0.1パーセント、一時金を年間0.2カ月それぞれ引き下げ、年収ベースで平均9万4千円、1.5パーセントもの賃下げとともに、民間準拠を口実に、55歳以上の職員の基本給などを1.5パーセント減額するという労働条件の不利益変更をするというものであります。これらによる平均年収の減額は9万4千円にもなり、特に一時金は年間で3.95月にまで落ち込み、民間ボーナスよりさらに低いマイナス勧告は納得がいくものではありません。また、不況が続く中で、地元業者あるいは市民の生活応援、こういった補正予算を含むべきであり反対をいたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第9号は、印旛郡市広域市町村圏事務組合の経費の支弁方法の変更及び印旛郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてです。

これは、印旛郡市広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の変更に伴い、関係市町の負担金の負担割合の変更及び印旛郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約を制定することについて、関係地方公共団体と協議するにあたり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程において委員から、「負担割合の改正について、具体的に何う。」という質疑に対して、「印旛郡市広域市町村圏事務組合の負担金の負担割合には、均等割と人口割があります。現在、均等割は25パーセント、人口割は75パーセントの負担率であります、構成団体が9市町に減少したことから、均等割のウェートを20パーセントに引き下げ、かわりに人口割を80パーセントに引き上げるという改正を行おうとするものです。」という答弁がありました。

次に「トータルでは、本市では負担増となるのか、また、本市の人口が減少していけば、人口割の負担も減少していくのか何う。」という質疑に対して、「2村の均等割の負担がなくなるため、残りの9市町に再配分されることとなり、平成23年度が、平成22年度と同額の負担金総額であると仮定した場合、本市では103万7千円の負担金の増となります。人口割については、人口減少となれば、それに応じて金額的に下がっていくことになろうかと思われます。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。委員長報告を終わらせていただきます。

○議長（古川宏史君）

次に、文教福祉常任委員長より、報告を求めます。

川上雄次文教福祉常任委員長。

○川上雄次君

それでは、文教福祉常任委員会に付託されました、案件4件につきまして、去る12月21日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります、若干審査内容について、ご報告申し上げます。

議案第3号は、平成22年度八街市一般会計補正予算中歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目から4目、9款教育費、第2表債務負担行為補正の内「保育園警備業務」「保育所職員細菌検査業務」「老人福祉センター清掃業務」「小・中学校自家用電気工作物保安管理業務」「外国語指導助手業務」「社会教育施設清掃業務」「中央公民館夜間管理業務」「スポーツプラザ浄化槽維持管理業務」「スポーツプラザ体育館清掃業務」です。

審査の過程において、委員から、はじめに歳出3款について、「3款1項3目障害者福祉費のうち、地域生活支援事業費の寝たきり身体障害者入浴サービス業務について、このサービスを受けるには、本人は寝たきりなので、家族からの申請により行われるのか何う。」という質疑に対して、「家族からの場合もあり、ご本人からの場合もあります。」という答弁がありました。

次に、「20節扶助費中、日常生活用具給付費について、当初予算で不足が生じたということか。また、具体的にはどのようなものなのか何う。」という質疑に対して、「そのとお

りであります。具体的にはストマ、おむつ等であります。」という答弁がありました。

次に、「３款１項４目障害者福祉施設費のうち、福祉作業所管理運営費について、指定管理者制度により行われる障がい者就労支援事業所の現状について伺う。」という質疑に対して、「これから選定委員会等を設置し、そこから進めてまいりたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「３款３項１目生活保護総務費について、就労支援業務費が増となっていることについて、具体的な取り組みを伺う。」という質疑に対して、「就労支援相談業務につきましては、当初は毎週２日間の相談でありましたが、この１０月からは、原則週２日に加えて隔週で３日、就労相談するような体制をとりました。それに伴い、就労相談支援業務の強化を図ってまいりたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「相談を受けた方の中には過度な就労の催促を受けたという方もいるようである。どのような対応をされているのか伺う。」という質疑に対して、「相談に來られた稼働年齢層の方には、就労相談員が、今までの職業経歴等を確認し、就労にあたっての情報提供、面接の仕方、履歴書の書き方の指導など、具体的な就労支援を行っております。」という答弁がありました。

次に、「年末年始の休暇中は、生活困窮者への対応をどのように検討されているのか伺う。」という質疑に対して、「休暇中の対応については、ケースワーカーが自宅待機をして対応する体制を考えております。」という答弁がありました。

次に、９款教育費について、「９款１項３目教育指導費について、今、学校で相談をしたくても先生が常駐をしていないという話を聞くわけであるが、相談を受ける先生は、どのような状況で配置をされているのか伺う。」という質疑に対して、「小学校では相談員や養護教諭が担当にあたっております。また、中学校では養護教諭、スクールカウンセラー、適応指導教室の先生が相談員となっており、ナチュラルでは学校教育相談員の先生方が常駐している状況です。」という答弁がありました。

次に、「週一回配置のスクールカウンセラーについて、常時配置することを検討すべきと考えるのがいかか。」という質疑に対して、「現在、教育支援センターのナチュラルの方には相談員が常時おり、学校では、スクールカウンセラーに限らず、担任や養護教諭もあり、相談に応じられる状態ですので、現状で何とかやっていきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「９款２項１目学校管理費について、各教室へのエアコン設置についての計画をどのように考えているのか伺う。」という質疑に対して、「具体的な計画はありませんが、交進小、笹引小、八街東小学校の改築にあたり、新しい教室等については、エアコンを設置いたしました。今後も校舎の改築・改修の機会には設置していきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「９款２項２目教育振興費のうち、小学校教育振興費のパソコン用ウイルス対策ソフト使用料は、小学校全部に配置するのか伺う。」という質疑に対して、「小学校全部に配

置するものです。」という答弁がありました。

次に、「9款2項2目及び3項2目の教育振興費のインターネット整備に関する手数料について、どのような整備がされたのか。また、次年度以降についての予定を伺う。」という質疑に対して、「平成23年3月までは、県のアイスネットを利用して、県のサーバーからインターネットへの接続を行っていましたが、県の事業が終わってしまうことに伴い、小・中学校にサーバーを付けて、インターネットの環境整備を行うことに関する役務費であります。毎年更新という状況になっております。」という答弁がありました。

次に、「9款2項2目小学校教育振興費、同3項2目中学校教育振興費のうち、小学校の児童用図書購入費及び中学校の生徒用図書購入費について、図書購入にあたり、どのような本を選ぶのか等について、図書館との連携をどのように考えているのか伺う。」という質疑に対して、「現在のところ、図書館との連携は考えておりません。各学校で希望調査をとり、各学校から購入する予定です。」という答弁がありました。

次に、「9款6項3目体育施設費のうち、体育施設整備事業費の北部グラウンドトイレ設置工事について、工事内容と工事スケジュールについて詳しく伺う。」という質疑に対して、「工事内容につきましては、C面グラウンドのバックネット裏に木造づくりの小屋で、水洗式の和式便器を2基設置いたします。そのほか、合併処理浄化槽を1基設置し、これにかかる給排水設備及び電気設備も工事の中に入っております。今後の予定については、2月より工事に着手し、今年度中に工事を終了させる予定であります。」という答弁がありました。

次に、「洋式トイレの方が普及していると考えるが、洋式トイレには変更はできないのか伺う。」という質疑に対して、「洋式の検討もしましたが、現在月2回トイレの清掃を行っておりますが、洋式では肌に触れる部分があることを考慮し、和式にいたしました。」という答弁がありました。

次に、「今後トイレを他のグラウンドに整備する計画はあるのか伺う。」という質疑に対して、「具体的な整備計画はありませんが、まだ、汲み取り式のトイレが数多くありますので、借地、流末等の問題についても調査しながら考えていきます。」という答弁がありました。

次に、「債務負担行為補正のうち、老人福祉センター清掃業務、外国語指導助手業務、社会教育施設清掃業務、中央公民館夜間管理業務、スポーツプラザ体育館清掃業務について、限度額の根拠として、採用される方に千葉県最低賃金が保障されているものになっているのか伺う。」という質疑に対して、「確認はしておりませんが、委託を受ける業者が、それを守っていただいていると考えております。」という答弁がありました。

次に、「保育園警備業務について、8年間という設定期間の根拠を伺う。」という質疑に対して、「警備用の機械の耐用年数が5年から8年であることから、経費も踏まえ、8年の契約期間で債務負担行為の設定をするものです。」という答弁がありました。

次に、「外国語指導助手業務について、雇用の条件を伺う。」という質疑に対して、「英語を母国語とする者、大学以上の教育機関を卒業した者、受託業務の履行に必要な水準の技

+

術を有する者を雇用条件に出しております。」という答弁がありました。

次に、「現場の教室で、担任の先生と英語指導助手の先生と一緒に授業をしていくと、委託ではなく偽装請負になってしまう。委託というのは、担任の先生が関与せずに授業を行うものである。直接雇用で対応すれば、このような心配は不要と考えるが、直接雇用の場合は、どれぐらい経費が増えるのか伺う。」という質疑に対して、「直接雇用の場合の金額は出しておりますが、直接雇用では、人的コミュニケーションが取りづらい、正確にこちらの意図が伝わらない、質の高いALTを確保するのが難しいという問題が出てくるのではないかと思います。また、技術向上のための研修のイニシアチブをどこがとるのか。また、辞めてしまった後の後任を早急に見つける作業、子どもたちへの対応ができるのかという問題もあり、直接雇用では難しいものと考えております。」という答弁がありました。

次に、「社会教育施設清掃業務について、図書館と中央公民館と一緒に委託することであるが、地元業者に多くの仕事を提供するためには、業務をまとめるべきではない。また経費削減については、限度額で比較すると、2件を合わせた平成22年度の額890万円から100万円増えており、その効果は疑問である。いかに委託先を増やすかが、地元業者の仕事確保につながると考えるがいかがか。」という質疑に対して、「事務量の削減につながるかと思います。また、経費削減のため、債務負担行為の補正をしましたので、これによって入札を行い、経費の削減につながるのか、今後、動向を見ながら検討していきたいと考えております。」という答弁がありました。

+

+

次に、「中央公民館夜間管理業務について、利用者からの相談に対して対応できることになっているのか伺う。」という質疑に対して、「利用者からの相談に対して、ある程度の回答ができるよう、常に打ち合わせを行っておりますが、それ以外の場合については、職員に連絡するようになっております。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のとおりありました。

「今年の人勧は、月例給0.1パーセント、一時金0.2カ月のマイナス勧告であり、さらに55歳以上の基本給を1.5パーセント減額するという労働条件の不利益変更をするものとなり、この補正では、人件費、約1億4千万円もの削減をするもので、到底認められません。2点目に債務負担行為です。社会教育施設清掃業務は、図書館と中央公民館を一括して清掃業務を委託しようとするものですが、分割してこそ業者への受注機会の拡大につながり、市長の公約と真っ向から反するものです。また、外国語指導助手業務については、教育の現場では委託はなじまず、直接雇用で英語授業の充実を図るべきです。以上の立場から反対するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第4号は、平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から「歳出2款保険給付費について、最終的にこの給付費は今後も伸びるのか伺う。」という質疑に対して、「今年度もかなりの伸びを示しており、3月末までの試算をした上での増額補正です。今後の状況については、通常であればこの状況で

行くものと考えております。」という答弁がありました。

次に、「繰り上げ充用など、国保の危機的状況の中で、平成22年度では改善策を掲げているが、ジェネリック薬品の活用はされているのか伺う。」という質疑に対して、「レセプト等によっての点検はできていない状況です。県におきましても、国保連合会においてジェネリックとの対比をした差額通知を実施していくという方向性も出ておりますが、現状の八街市のジェネリック薬品の普及率については把握しておりません。」という答弁がありました。

次に、「被保険者の資格の適正化の取り組みについて伺う。」という質疑に対して、「居所不明の方については、現地を調査し、最終的に職権消除をし適正化していき、また社会保険への加入により国保を離脱する方の調査等を行っております。」という答弁がありました。

次に、「繰り上げ充用への対応の見通しについて伺う。」という質疑に対して、「昨年度の赤字補てんをする状況を作っていかなければなりません、今年度の実態としては非常に厳しい状況であります。鋭意努力していきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に「今回の補正で、高額療養費が増えている原因をどのように分析されているのか伺う。」という質疑に対して、「入院が長引いている傾向があり、点数的に3万点以上の方の件数が前年度と比較し増えてきている状況が見られます。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第5号は、平成22年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から「歳出2款1項1目介護サービス等諸費について、今後どの程度の利用者の増を見込んでいるのか伺う。」という質疑に対して、「居宅関係のサービスの件数については、当初予算で見込んだ件数が、3万369件であったものが、補正増により3万2千753件となり、2千384件の増を見込んでおります。認定者の数は、平成21年度末において1千856人から平成22年度10月現在で、1千939人に増になっております。そのような状況を考慮し、必要額について補正増とするものです。」という答弁がありました。

次に、「債務負担行為補正について、第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務は、業者に委託しなければならない内容なのか伺う。」という質疑に対して、「第4期の介護保険サービスの状況や将来的な介護保険の状況等を捉えながら策定するものですが、職員で対応できるものは職員で対応し、専門的な知識・ノウハウを活用すべきところは業者に委託していくという考えであり、決してすべてを業者任せにするという考えではありません。」という答弁がありました。

次に、「昨年度の5パーセントの引き上げで大変な状況になっており、本市にとって放っておけない状況であると考え。1割の負担もできずにサービスを利用できない方をすくい上げていき、また、保険料の軽減策を検討していくべきである。第5期では誰もが安心して利用できる、保険料が納められる制度にしていくべきと考えるがいかがか。」という質疑に

+

対して、「1割の負担で介護サービスを利用できる制度を堅持していきたいと考えております。保険料等の減免等につきましては、条例等に基づく法定の減免のほか、生活保護相当者については申請を待たずに引き下げるなどの対応をしております。現制度について、何とか堅持してまいりたいと考えております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号は、平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から「債務負担行為補正のうち、給食センター廃水処理施設維持管理業務について、具体的にどのような業務か伺う。」という質疑に対して、「廃水処理施設は2カ所あり、その清掃、保守点検、施設の運転、廃水の処理、汚泥管理、週1回の維持管理等であります。」という答弁がありました。

次に、「学校給食配送業務について、今後も伊藤運送と随意契約を結ぶことになるのか伺う。」という質疑に対して、「車両の状況や走行距離を考えると、新規に導入するよりも継続契約したほうが有利なので、来年度も伊藤運送と契約を結ぶ予定であります。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のとおりありました。

「人勸による職員の給与・ボーナス削減の予算計上となり、今回も人勸のマイナス勧告は、公民格差を理由にしています。公務員と民間の賃下げの悪循環をさらに加速し、地域経済を一層冷え込ませるものであり、到底認めることはできません。以上の立場から反対するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（古川宏史君）

次に、経済建設常任委員長より、報告を求めます。

鯨井眞佐子経済建設常任委員長。

○鯨井眞佐子君

経済建設常任委員会に付託されました、案件6件につきまして、去る12月22日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干審査内容について、ご報告申し上げます。

議案第1号は、市道路線の変更についてです。

これは、市道一区52号線について、道路用地の寄附により市道223号線への接続が可能となったことから、終点部を延長するため変更するものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第2号は、市道路線の認定についてです。

これは、市道一区64号線他6路線について、道路用地の寄附及び開発行為等により帰属

された道路を新たに市道として認定するものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第3号は、平成22年度八街市一般会計補正予算中歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、第2表債務負担行為補正の内「交進団地家庭雑排水共同処理施設維持管理業務」「八街駅自由通路施設清掃業務」です。

審査の過程において委員から、4款衛生費について、「4款1項5目環境衛生費のうち、八富成田斎場費の運営費負担金について、当初よりも利用者が少なく、収入の減額が見込まれることによる補正なのか伺う。」という質疑に対して、「当初の斎場の使用料よりも、使用料が減になって増額補正ということです。」という答弁がありました。

次に、歳出7款土木費について、「7款1項1目土木総務費のうち、土木施設管理費の公共建設発生土整備工事について、その詳しい内容を伺う。」という質疑に対して、「工事を設計し、入札にかけましたが、これによる執行残であります。」という答弁がありました。

次に、「7款2項3目道路新設改良費について、理容ナイスから八街東小学校へ抜ける道のように、道路の補修をした後に、ガタガタになっているところが多く見られるが、その点について伺う。」という質疑に対して、「ご指摘の現場につきましては、上水道とガス管の埋設の工事があり、最終的には道路全体を補修するという形で施工をしたものです。マンホールなどの微妙に高さが違い、ミリ単位でのズレが生じることがあり、その程度の振動についてはご容赦願いたいと思います。」という答弁がありました。

次に、「非常に狭い道路である一区50号線について、道路を広くするなど、安全を確保できる方向で計画を立てていくべきと考えるがいかがか。」という質疑に対して、「穴が開いていたり、側溝が壊れているということであれば、安全確保のため、随時補修をかけていきたいと思っています。」という答弁がありました。

次に、「7款2項3目道路排水対策費について、岡田から用草について、どのくらいの距離を予定されているのか伺う。」という質疑に対して、「岡田1号線については、すり鉢状で水の行き場のない現場でありますので、流末が近くにならないことから地下浸透貯留タイプのもので対応を考えております。また、用草10号線については、地下浸透を含め、検討をしておりますが、将来的に維持費がかからないよう、排水管を道路に埋設し、最終的には川上県道まで水を引き、自然流化により対応したいと考え、今設計中であります。」という答弁がありました。

次に、「この現場は、緊急性、優先度が高いということか伺う。」という質疑に対して、「現場については、旧JA川上支所から200メートルほど北へ行き、左折して用草方面へ向かう道路であり、子どもたちの通学路であります。流末がないために、水の行き場がなく、100メートルほど冠水してしまう現場でありますので、この補正予算で、来年の梅雨までには、子どもたちの通学に支障が出ないような状態にしたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次にとおりありました。

「人事院勧告に従い、人件費を減額していますが、このことは公務・民間の賃下げの悪循環をさらに加速させ、民間労働者への影響は多大です。また、内需拡大にも逆行し、地域経済を一層冷え込ませるものであり、人件費の削減は到底認められません。また、経済悪化、閉塞状況の中、地域経済の活性化に向け、市長の手腕が問われていますが、その施策がありません。地域経済を活性化させようと、全国の自治体で、さまざまな取り組みが行われています。本市においては、小規模公共事業登録制度を実施し、年々仕事の件数も増え、業者さんから大変喜ばれていますが、さらに、全国の自治体の約1割、175自治体に広がっている住宅リフォーム助成制度も実施し、仕事おこしと住宅をリフォームしたいと願う市民の期待に応えるべきだと思います。市長は、この制度について、実施しないと答弁されましたが、その理由さえ述べません。いすみ市でも2千645万円の予算で、約1.4倍、3億7千413万円の経済波及効果が実証されており、八街市においても早期の実施を求め反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第7号は、平成22年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「債務負担行為のうち、大池調整池維持管理業務について、平成21年度は423万円、平成22年度は332万円であったが、平成23年度は541万7千円となっている。今回この限度額となった理由について伺う。」という質疑に対して「ご指摘の金額は契約額、落札額であり、予算額・設計額とは異なるものです。」という答弁がありました。

次に「過去2年間とは事業内容が変わっているのか伺う。」という質疑に対して、「平成22年度当初予算についても510万円と、500万円台であります。大池調整池の維持管理に関しましては、除草の面積、浚渫の回数などが、その時々により変わってきますので、毎年度同じような種類で行っておりますが、予算額・設計額が変わってくるものです。」という答弁がありました。

次に、「下水道使用料徴収業務について、これまで単年度であったものを、平成23年度から28年度までの長期にするメリットは何か伺う。」という質疑に対して、「従前は上水道事業で契約した企業と随意契約を行うという状況でありましたが、今回は下水道事業と上水道事業をあわせて、一般競争入札で契約しようとするものであります。そのメリットとしては、随意契約から入札になることの透明性のほか、長期にすることにより業者側にもメリットがあり、これによって契約額の面でメリットが出てくるものと考えております。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のとおりありました。

「人事院勧告に従い、人件費を減額しています。このことは、公務・民間の賃下げ悪循環をさらに加速させ、民間労働者への影響は多大です。また、内需拡大にも逆行し、地域経済を一層冷え込ませるものであり、一般職人件費の削減は到底認められません。以上の理由で、この議案に反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第 8 号は、平成 22 年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

反対討論が次のとおりありました。

「人事院勧告に従い、人件費を削減していますが、このことは、公務・民間の賃下げ悪循環をさらに加速させ、民間労働者への影響は多大です。また、内需拡大にも逆行し、地域経済を一層冷え込ませるものであり、到底認められませんので反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

請願第 22－3 号は、環太平洋戦略的連携協定（ＴＰＰ）への加入に反対する意見書提出を求める請願です。

これは、ＴＰＰへの加入を中止し、食料自給率を引き上げ、各国の「食糧主権」を尊重した貿易ルールづくりに力を発揮することを請願するものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり採択と決定いたしました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（古川宏史君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。委員長報告に対する質疑の範囲は、委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

最初に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

質疑なしと認めます。

これで、総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

質疑なしと認めます。

これで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

質疑なしと認めます。

これで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

請願第 22－3 号及び議案第 1 号から議案第 9 号の討論通告受け付けのため、しばらく休

憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いします。

しばらく休憩します。

(休憩 午前 10 時 47 分)

(再開 午前 11 時 03 分)

○議長（古川宏史君）

再開します。

これから、討論を行います。

請願第 22－3 号に対し、右山正美議員から、議案第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号に対し、丸山わき子議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、右山正美議員の請願第 22－3 号に対する賛成討論を許します。

○右山正美君

私は、請願 22－3 号、T P P への加入に反対する意見書を求める請願に対する賛成討論を行います。

環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）は、例外品目なしの 100 パーセントの貿易自由化を目指し、モノやサービスのほか政府調達や知的財産権など広範な分野を対象とした経済連携協定です。

経済産業省は T P P に参加することで、輸出額が約 8 兆円増えるとの試算を明らかにしていますが、日本の輸出は一握りの大企業の利益になる一方で、日本農業と地域の経済・雇用に重大な打撃を与えるものであります。

J A 全中（全国農業協同組合中央会）は「全国代表者集会」で「例外を認めない T P P を締結すれば、日本農業は壊滅する」とした上で、「農家所得が補償されても、輸入は増大し、国内生産は崩壊していく。関連産業は廃業し、地方の雇用が失われる。これでは、国民の圧倒的多数が望む食料自給率の向上は到底不可能」と指摘しています。

関税を撤廃する T P P に参加した場合、日本の農業生産に対する影響は打撃的です。農水省の試算では、主食の米の生産量が 90 パーセント、小麦は 99 パーセント、牛肉も 79 パーセント、豚肉は 70 パーセントなど、生産量が激減します。この農水省の試算から千葉県が米・落花生・畜産品など 8 品目の試算をしたところ、生産額は 3 分の 1 に減少するとし、米は 94 パーセントの減、全国第 1 の生産を誇る落花生は 40 パーセント減、畜産では肉牛は格付 3 等級以下の肉がすべて外国産に置き換わり、乳牛はすべて消滅。既に中国産野菜などにより県内農業は圧迫されているが、T P P への参加をすれば、試算にはない野菜・園芸などの影響は大きいとし、農業にとって T P P 参加はプラスゼロとしています。

国産農産物の大幅な減少によって、食料自給率（カロリーベース）は現在の 40 パーセントから 12 パーセントという極めて低い水準にまで低下し、国民の食料をほとんど輸入に依存することになってしまいます。

さらに、国内総生産（G D P）を約 9 兆円減少し、雇用にも影響を与え、375 万人が就業機会を失うことになります。

日本医師会はT P Pへの参加が混合診療の全面解禁につながり、最終的に国民皆保険が崩壊しかねないと指摘するなど、全国津々浦々から、T P Pに参加するなという厳しい声が上がっています。

今、取り組むべきは、国民の暮らし、地域経済の再生に向けて、どのようにすべきかを大いに議論すべきであり、T P P加入への反対する意見書を求める請願に賛成するものでございます。以上です。

○議長（古川宏史君）

次に、丸山わき子議員の議案第3号、第6号、第7号、第8号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、まず、議案第3号、平成22年度一般会計補正予算に反対するものであります。補正予算の大幅な削減は、人勧による月例給0.1パーセント、一時金0.2パーセント、さらに55歳以上の基本給を1.5パーセント減額するというマイナス勧告に従った平均9万4千円、総額1億4千万円もの削減をするもので、公務員労働者の生活実態を無視したものであります。到底認められません。

2点目に債務負担行為であります。社会教育施設清掃業務は、図書館と中央公民館を一括して清掃業務を委託しようとするものですが、分割してこそ業者への受注機会の拡大につながり、市長の公約と真っ向から反するものであります。

また、外国語指導助手業務については、現場の教師が英語助手に直接指導すれば、労働局から違法な偽装請負だと指導される可能性があります。そのため、教育現場では目の前にいるALTに指導ができず、教育の質の低下が懸念されます。打ち合わせによって対応できるとしていますが、臨機応変に対応できてこそ、授業は充実していきます。教育の現場では委託はなじまず、直接雇用で英語授業の充実を図るべきであります。

3点目に、経済悪化のもと、待ったなしの地域経済活性化への取り組みが求められています。今回の補正予算の審議の中で、新市長は、その意思も示せないでいるのは、大変残念であります。

地域経済活性化への一番の効果をもたらすのは、住宅リフォーム助成制度です。全国的にも仕事おこしとともに経済波及効果が高いと評価されており、同時に自治体の財政効率も期待できると分析し、導入に踏み切る自治体が増えています。この八街市でも業者の方だけではなく、市民からも切実な声が上がっています。元気な八街の街づくりの第一歩として、早急に実施することを求めるものであります。

以上の立場から反対いたします。

続きまして、議案第6号、平成22年度学校給食センター特別会計補正予算。議案第7号、下水道事業特別会計補正予算。議案第8号、水道事業会計補正予算に対して反対いたします。

今回の補正予算は、人勧による職員の給与・ボーナス削減の計上となっています。今回も人勧のマイナス勧告は、公民格差を理由にしています。公務員と民間の賃下げの悪循環をさ

+

らに加速し、内需拡大に逆行し、地域経済を一層冷え込ませる賃金削減のマイナスの連鎖に拍車をかけるもので、到底認めることはできません。

以上の立場から、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号に対し、反対するものです。以上です。

○議長（古川宏史君）

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、請願第 22－3 号、環太平洋戦略的連携協定（ＴＰＰ）への加入に反対する意見書提出を求める請願についてを採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川宏史君）

起立全員です。請願第 22－3 号は、採択と決定しました。

次に、議案第 1 号、市道路線の変更についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 2 号、市道路線の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 3 号、平成 22 年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（古川宏史君）

起立多数です。議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 4 号、平成 22 年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成22年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（古川宏史君）

起立多数です。議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成22年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（古川宏史君）

起立多数です。議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成22年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（古川宏史君）

起立多数です。議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、印旛郡市広域市町村圏事務組合の経費の支弁方法の変更及び印旛郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第9号は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成22年12月第5回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、すべての案件を議了し、ただいま閉会になりました。

執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしまして、閉会のごあいさつといたします。

この後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する委員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時18分）

○本日の会議に付した事件

1. 請願第22-3号

議案第1号から議案第9号

委員長報告、質疑、討論、採決

.....

請願第22-3号 環太平洋戦略的連携協定（T P P）への加入に反対する意見書提出を求める請願

議案第1号 市道路線の変更について

議案第2号 市道路線の認定について

議案第3号 平成22年度八街市一般会計補正予算について

議案第4号 平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第5号 平成22年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第6号 平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について

議案第7号 平成22年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第8号 平成22年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第9号 印旛郡市広域市町村圏事務組合の経費の支弁方法の変更及び印旛郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

+

+

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 古 川 宏 史

八街市議会議員 丸 山 わ き 子

八街市議会議員 京 増 良 男

+

+

+